

# 労働法令違反 3600事業所

## 昨年、道内 監督指導の7割

労働局

北海道労働局は2017年に道内の事業所で労働基準監督署が立ち入って監督指導した5405

カ所のうち、約7割の3680事業所で何らかの労働基準関連の法令違反があったと発表した。

違反内容で最も多いのは労働時間・休日で全体の24%を占めた。時間外労働に関する労使協定を

結んでいないにも関わらず労働者に法定を上回る時間外労働をさせたり、時間外労働に法定の割増賃金を支払っていないかったりしていた。

労働時間をタイムカードなどで記録せず管理義務を怠っている事例や、タイムカードに退勤時間を一度記録した後に再度仕事をさせるサービスマンの例もあった。

次いで危険な作業をさせていたなど安全基準に関するものが21%を占めた。感電防止措置を取らず架空電線に近い場所で作業させたり、溶融している鉄を取り扱う工場建屋で水蒸気爆発を防止する設計を施さなかったりした例があった。

違反の割合が高かった業種は運輸交通業の85%、保健衛生業の81%、製造業の76%だった。